

1. 報告事項

(1) 新型コロナ禍対策について

- ① 政府は、緊急事態宣言の解除を踏まえ、新たな感染症対策の指針を発表した。各自治体も、これに対応して二次・三次感染への警戒を強めつつ、社会活動再開に進んでいる。但し、東京都、北九州での第二波の警戒を呼び掛けている。
- ② 政府の新しい指針については、FAX 発信等で周知している。

(2) 統一回答問題(産別最低賃金)/東京都労働委員会での救済について

- ① 2月10日に中労委に救済申請をおこなった。しかし、中労委は3月24日に「全国的な問題にかかる事件とは認められないため東京都労働委員会に移送した」措置を取ったことが伝えられた。
- ② その後、コロナ禍の関係で「都の機能」全体が「感染防止」の観点から縮小したため、労働委員会の機能も縮小されていた。6月1日に弁護士を通じて、日程調整の連絡委が入り、現在調整中となっている。

2. 検討事項

(1) 20春闘の取り組みについて

- ① 既報の通り、5月26日に団交再開の申入れをおこい、日港協は内部検討を進めるとしていたが、「開催に応ずる意思はあるが、コロナ禍の中で感染防止にどう対応するか」などの理由で、団交開催に至っていない。
- ② 日港協の第一次(文書)回答をめぐって、これ以上「文書」による「協議」には限界があり、団交の場で組合の主張を内外に明らかにすることが、次へのステップの鍵となる。
- ③ したがって、早急な団交再開に向けた働きかけを強めることとする。

(2) 中央闘争委員会(合同会議)について

- ① 6月10日に第3回中央闘争委員会を港運同盟と合同で開催する。
- ② 7月15～16日に第4回闘争委員会を開催することを確認した。

以上